

基幹統計調査の承認の状況

(令和3年11月1日～令和3年11月30日分)

令和3年12月24日
政策統括官(統計制度担当)

統計調査の名称	実施者	主な承認事項	承認年月日
海面漁業生産 統計調査	農林水産大臣	令和4年に実施する調査から、以下のとおり、調査計画を変更 ○ 調査方法の変更 オンライン調査の多様化として、電子メールによる回答方法を追加	R3.11.1

(注) 本表は、基幹統計調査に係る申請のうち、統計法第9条第4項ただし書に規定する「軽微な事項」に該当するものとして、統計委員会の意見を聴かなかったものを整理している。